

令和6年度男女共同参画推進啓発事業 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和6年度男女共同参画推進啓発事業」の業務委託を行うに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約予定者を選定するための必要な事項を定める。

1 委託業務の目的

県内の学生や地域の女性に対して、自らのキャリアやライフプラン、家庭や職場における男女共同参画について考える機会を提供し、意識の醸成を図るとともに、地域の女性の連携や就業継続意識の向上等を図る。また、宮城県内のあらゆる地域で女性が活躍しやすい環境の整備を推進する。

2 委託業務の内容

(1) 事業内容

令和6年度男女共同参画推進啓発事業 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 事業費（委託上限額）

5,164,000円（消費税及び地方消費税相当額分を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

4 企画提案に応募できる事業者

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

(1) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）

第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。

(2) 県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(5) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。

(7) 当該業務を円滑に履行できる体制が整備されていること。

(8) 本県の指示に柔軟に対応し、随時、迅速かつ具体的な連絡や協議等が可能であること。

5 企画提案実施に係るスケジュール（予定を含む）

- | | |
|--|----------------------|
| (1) 企画提案募集に関する公告（環境生活部共同参画社会推進課及び出納局契約課のホームページへ掲載） | 令和 6年 4月 9日（火） |
| (2) 事業実施に関する質問の受付 | 令和 6年 4月16日（火）午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 6年 4月19日（金） |
| (4) 参加表明書の提出 | 令和 6年 4月24日（水）午後5時まで |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 6年 5月10日（金）午後5時まで |
| (6) 一次審査（応募者多数の場合） | 令和 6年 5月15日（水） |
| (7) 一次審査の結果（応募者多数の場合）
プレゼンテーション審査の日程通知 | 令和 6年 5月20日（月） |
| (8) プレゼンテーション審査 | 令和 6年 5月下旬 |
| (9) プレゼンテーション審査結果の発表 | 令和 6年 6月上旬（予定） |
| (10) 契約手続き | 令和 6年 6月中旬（予定） |

6 企画提案の事項

- (1) 業務全体に係る実施体制
- (2) いきいきキャリアスタート事業の企画・運営
- (3) いきいきキャリアアップ事業の企画・運営
- (4) 「みやぎの女性活躍促進サポーター」養成研修会の企画・運営
- (5) 男女共同参画普及啓発イベント（交流会、企業表彰、シンポジウム）の企画・運営
- (6) 女性活躍研修の企画・運営

7 事業に関する質問及び回答

本事業に関する質問については、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

なお、口頭及び電話による質問については受付しない。

- (1) 受付期間 令和6年4月16日（火）午後5時まで
- (2) 提出先 宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班
- (3) 提出方法 質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出する。
電子メールアドレス danjyo@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答 受付期間内に到着した質問に対する回答は、集約したものを本県公式ウェブサイトの環境生活部共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する。（質問者の氏名・名称等は公表しない。）
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

8 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年4月24日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。

- (3) 提出先 宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎13階（南側）
- (4) 提出書類
企画提案参加表明書（様式第2号）
- (5) 留意事項
参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (3) 提出先 宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎13階（南側）
- (4) 提出書類
- イ 企画提案提出書（様式第3号） 1部
 - ロ 企画提案書（任意様式） 10部
 - （イ）規格はA4判とする。
 - （ロ）表紙を付け、表紙には提案事業者の名称を記載すること。
 - （ハ）各ページに通し番号を付すること。
 - （ニ）片面印刷で35ページ以内とすること。（表紙及び目次はページ数に含まない。）
 - ハ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第4号） 1部
 - ニ 類似業務の受託実績（様式第5号） 10部
 - ホ 事業経費積算書（様式第6号） 10部
- (5) 提出後の変更等
提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は、一切返却しない。
- (6) 失格事由
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - ロ 本実施要領に従っていない場合
 - ハ 下記10（5）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ニ 同一の団体等が、2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
 - ヘ 次に該当する場合
民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(7) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下げ願い」（様式第7号）を提出すること。
- ロ 企画提案書の再提出は、認めない。
- ハ 取下げ願いの提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求められることがある。

10 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定

企画提案書の受領後、「令和6年度男女共同参画推進啓発事業」企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した事業者1者を契約予定者として選定する。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者程度を選定する。

(2) 審査方法

- イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）について、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。
- ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。
- ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

(3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）とする。

	審査項目	配点 (点)
1	業務全体に係る実施体制 ① 提案内容を実施するための体制が整っているか ② 業務の履行に際し、関係者等との調整や不測の事態等に対応できるか	20
2	いきいきキャリアスタート事業の企画・運営 ① 事業の提案内容は男女共同参画の普及啓発の観点から適切か	10
3	いきいきキャリアアップ事業の企画・運営 ① 事業の提案内容は男女共同参画の普及啓発の観点から適切か ② 事業の周知方法や参加者確保に向けた工夫は効果的で実現性があるか	20
4	「みやぎの女性活躍促進サポーター」養成研修会の企画・運営 ① 事業の提案内容は男女共同参画の普及啓発の観点から適切か ② 事業の周知方法や参加者確保に向けた工夫は効果的で実現性があるか ③ 十分な実績と能力を備えた講師の手配が可能であるか	20
5	男女共同参画普及啓発イベント（交流会、企業表彰、シンポジウム）の企画・運営 ① 事業の提案内容は男女共同参画の普及啓発の観点から適切か ② 事業の周知方法や参加者確保に向けた工夫は効果的で実現性があるか ③ 十分な実績と能力を備えた講師の手配が可能であるか	20
6	女性活躍研修の企画・運営 ① 事業の周知方法や参加者確保に向けた工夫は効果的で実現性があるか ② 十分な実績と能力を備えた講師の手配が可能であるか	10

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位以下：0点

(4) 第一次審査（書面審査）

イ 実施日 令和6年5月15日（水）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、（3）審査基準に基づき審査し、上位3者程度を選定する。

採点評価・順位付けは（2）イ及びロに規定する方法に準ずる。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和6年5月20日（月）に選定結果を通知する。また、一次審査選定者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和6年5月下旬

※詳細は改めて書面にて通知する。

ロ 実施会場 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県庁 1 3 階環境生活部会議室

ハ 審査方法

(イ) 参加者は、応募者 1 者につき 3 名以内とする。

(ロ) 応募者 1 者当たりの持ち時間は 3 5 分(説明 2 0 分、質疑応答 1 5 分) とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

(ニ) 応募者は、応募した企画提案書(書面)に基づいて提案内容の説明を行うものとし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県環境生活部共同参画社会推進課ホームページにて公表する。

(6) その他

審査(選定)内容に関する質問には応じられない。

11 応募者が 1 者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が 1 者の場合

上記 10 (5) によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

12 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

13 企画提案募集に係る広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和 6 年 4 月 9 日(火)から、宮城県出納局契約課及び宮城県環境生活部共同参画社会推進課のホームページに公開する。

14 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 県と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。

なお、協議が整わない場合は、受託事業者を変更することがある。

(3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

(4) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上、県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。

(5) 本事業は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が減額交付となったときは、契約手続きの中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。

(6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。